## 381

質問第三八一号平成二十一年五月八日提出

外務省におけるワインの購入等に関する第三回質問主意書

出者 鈴木宗

提

男

## 外務省におけるワインの購入等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一七一第三三五号) 及び 「前々回答弁書」 (内閣衆質一七一第三〇五号)

まえ、再度質問する。

か、 的な使用状況については、 に外務省が購入したワインにつき、 たい。」 たワインにつき、本年四月二十三日現在、どの銘柄の物が何の用途に何本使われ、 前回質問主意書で、 外務省として国民に明らかにすることは可能かと問うたところ、 との答弁がなされている。 本数及び銘柄、 外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控え 現時点でどの銘柄の物が何本使われ、 では、 銘柄毎の単価が明らかにされている、二○○八年度に外務省が購入 その用途について問うことは差し控えるところ、二〇〇八年度 「前回答弁書」では 何本残っているか、 何本が残っている 「お尋ねの具体 国民に対し

二 「前々回答弁書」では「外務省においてワインを適切に管理してきていることから、公務の目的以外で の使用はないと承知している。」との答弁がなされているが、右にある「公務」とは具体的に何を指す

て明らかにされたい。

か。 例えば、 右の「公務」から一の答弁にある外交儀礼を除いた場合、 他にどの様なものがあるのか、 詳

細に説明されたい。

三 前回質問主意書で、 「前々回答弁書」において二の答弁がなされているが、 外務省において保存してい

るワインが使われる際、 一本の例外もなく、その使用目的、 使用場所等を外務省として正確に把握した上

での答弁かと問うたところ、 「前回答弁書」では「御指摘のとおりである。」との答弁がなされている。

外務省において保管しているワインの管理に、例えばエクセル等の電子ソフトを用いることはしていない

ものと承知するが、どの様にして、一本の例外もなく、 その使用目的、 使用場所等を正確に把握している

のか説明されたい。

右質問する。